

【意匠】
審査資料調査員
採用案内



デザインという知的な創作活動は、様々な知的財産を生み出します。

この知的財産のうち、モノのカタチとしてのデザイン、すなわち「意匠」は、美しさ、使いやすさ、作りやすさなど、製品自体に魅力や利点をもたらすだけでなく、ブランドイメージも形成し得るため、企業の競争力、経営資源となる重要なものです。

この「意匠」を、意匠法という法律に従って公的に保護する仕組みが、意匠制度です。

意匠を保護するには、その意匠を特許庁に出願し、審査を経て登録を受ける必要があります。

ここで、意匠の独占権である「意匠権」の付与のための審査を行う意匠審査官の補助業務を担うのが、審査資料調査員です。

審査資料調査員の仕事は大きく分けて2種類あります。
一つ目は、意匠の審査のための資料を調べること、
二つ目は、意匠の審査のための資料を準備することです。

まず、一つ目の「意匠の審査のための資料を調べる」仕事について、説明します。

意匠審査官は、審査のプロセスにおいて、出願の意匠が世界で一番新しいデザインかどうかということ（新規性）や、その業界の人であれば簡単に創作が可能なものでないかということ（創作非容易性）を判断するため、過去の関係分野のデザインの調査を行います。審査資料調査員の仕事のひとつは、その下調査をすることです。

例えば、出願の意匠が「椅子」のとき、世の中に公開された「椅子」のデザインを網羅的に見て、同じようなデザインが過去にあったかどうか等を調べるのです。

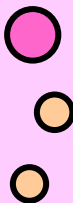
特許庁は、国内外の様々なデザインを蓄積したデータベースを持っています。審査資料調査員は、このデザインのデータベース等の中から、審査の判断材料となりそうな資料を的確に探し出す役割を担っています。

どのように調べるのでしょうか？

まず、出願された意匠の図面から、立体的なカタチを把握します。そして、その意匠がどのように使われ、どのような機能があるのか、造形的な特徴はどこにあるのかを、図面や説明を読んで理解します。

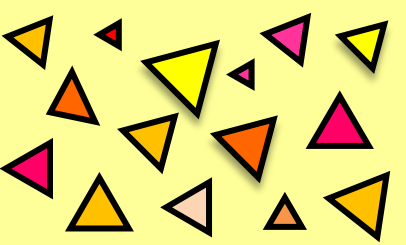
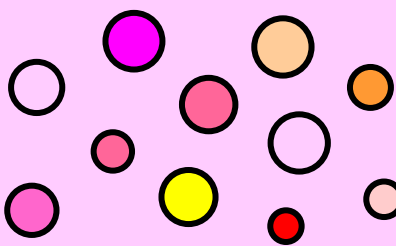
次に、審査官と共に、出願の意匠の内容をもとに調査の進め方を検討した上で、特許庁の専用のシステムを使って下調査を行います。

また、デザインの最新動向をキャッチアップするために、時には審査官とともに、展示会やショールームにも足を運びます。

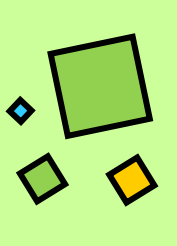
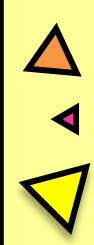


続いて、二つ目の「意匠の審査のための資料を準備する」仕事について説明します。

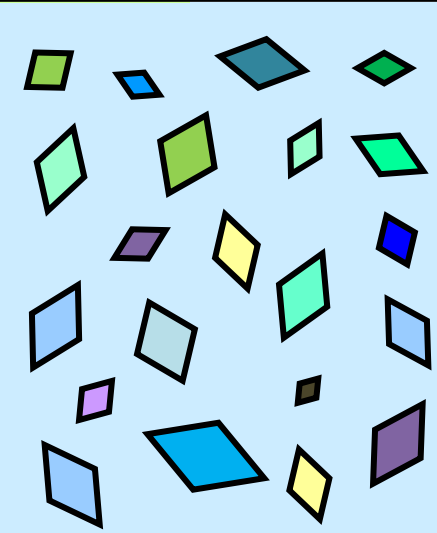
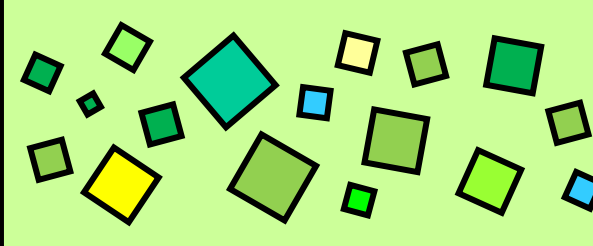
人間の創造力は果てしなく、今この瞬間にも新たなデザインが生まれ続けています。
そんなデザインの情報を、意匠の審査のための資料として準備すること。
これが二つ目の主な仕事です。



より具体的には、国内外の様々な雑誌やカタログなどから、
審査に有益なデザインを、審査用の資料として抽出します。
また、出願の意匠や、審査資料のために抽出したデザインを、
独自の「分類」を用いて物品分野毎にカテゴライズします。



このように、意匠の審査のための資料を適切に準備することで、
データベースに蓄積された国内外の様々なデザインの中から、
出願の意匠の審査判断に必要な資料を
効率よく探し出すことができます。



できたてほやほやのデザインと、日々向き合いながら、
ふさわしいカテゴリ分けを行う。

この仕事も、現された意匠がこういった新しさを持っているのか、
こういった用途や機能を持っているのか、デザインを読み解く力が求められます。
また、既存のカテゴリに当てはまらないような斬新なデザインに遭遇したとき、
同僚と議論しながら最適解を求めていく、そんな側面もあります。

これら2つが、審査資料調査員の主な仕事です。

日頃からアンテナを高く張っていることが、アウトプットの質を高めます。
最新のデザインに囲まれながら、
造形や創作に携わっていた経験を活かすことができる仕事です。



審査の結果「意匠登録」された意匠として、例えばこのようなものがあります。



即席麺
意匠登録第1352447号

A.

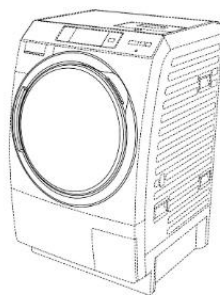
日本意匠分類グループ
製造食品等



指輪
意匠登録第1550944号

B.

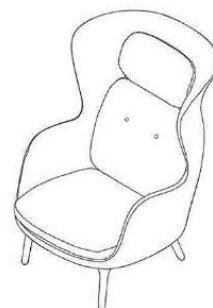
日本意匠分類グループ
衣服、身の回り品



電気洗濯機
意匠登録第1502681号

C.

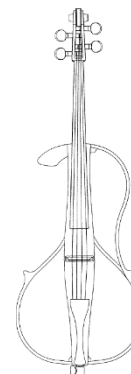
日本意匠分類グループ
生活用品



いす
意匠登録1495581号

D.

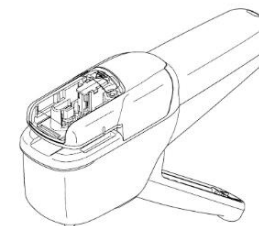
日本意匠分類グループ
住宅設備用品



電気チェロ
意匠登録第1043005-001号

E.

日本意匠分類グループ
趣味・娯楽用品



ステープラー
意匠登録第1496319号

F.

日本意匠分類グループ
事務・販売用品



乗用自動車
意匠登録第1521541号

G.

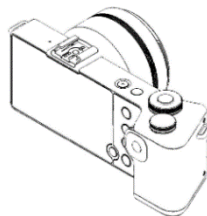
日本意匠分類グループ
製造食品等



イヤホン
意匠登録第1585727号

H.

日本意匠分類グループ
電子・通信機器



デジタルカメラ
意匠登録第1508620号

J.

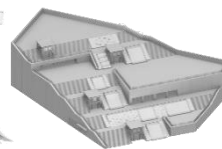
日本意匠分類グループ
一般機器



コンバイン
意匠登録第1440563号

K.

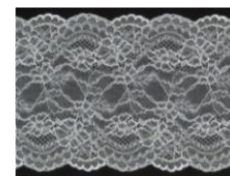
日本意匠分類グループ
産業用機器



商業用建築物
意匠登録第1671773号

L.

日本意匠分類グループ
土木建築用品



細巾レース地
意匠登録第1542310号

M.

日本意匠分類グループ
基礎製品



アイコン画像
意匠登録第1677889号

N.

日本意匠分類グループ
他グループに属さない物品

現役審査資料調査員の声を聞いてみました

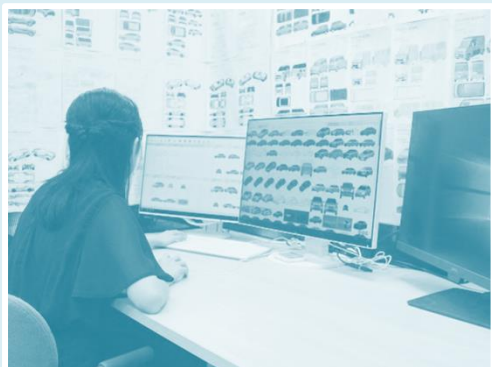
Q. 仕事の環境や、ワークライフバランスはどうですか？

- A. 様々な年齢層の人が、お互いを尊重しながら和やかな雰囲気の中で楽しく仕事をしています。10年以上勤続している人もおり、働きやすい環境です。
- A. 週4日勤務のため、子育てしながらでも無理なく仕事を続けられています。
- A. 美大・芸大卒など、アート活動に携わってきた人が周りにたくさんいるため、普段のちょっとした会話が刺激になります。
- A. 勤務場所が都心のため、ギャラリーや美術館へのアクセスもよく、プライベートも充実しています。

Q. どんなところに仕事のやりがいを感じていますか？

- A. 日々新しいプロダクトデザイン、画像デザイン、建築等の情報に触れることができる仕事なので、飽きることがなく、刺激的な毎日を過ごしています。
- A. 増え続ける資料を、限られた時間の中で的確に調査するために、色々な試行錯誤をしています。言われたことをただこなすだけでなく、工夫の余地があるところに面白みを感じています。
- A. アートやデザインが好きなので、これまで培った経験や知識を活かして、モノ作りをしている人を応援したり、産業の発展という特許庁の大きな目標に貢献できる仕事ができることに魅力を感じています。
- A. 一生懸命創作した製品のデザインが模倣されてしまったら、新しいデザインを生み出した人の労力が報われないため、知財を通じて、真の創作者の権利を保護できる点にやりがいを感じています。

職場の一コマ



採用情報

審査資料調査員（非常勤職員）になるには

特許庁が実施する書類選考及び面接試験に合格する必要があります。
応募資格等の詳細については、募集期間中に特許庁ホームページに掲載される「採用情報」からご覧ください。

特許庁HP > お知らせ > 採用情報 > 非常勤職員 > 調査員 ※下記QRコードからアクセス可能です。
<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/hijokin/chousain/index.html>

（参考）令和7年4月採用の応募資格

以下のすべてを満たすこと。

（１）学歴、職歴について以下の１～３いずれかを満たすこと

- １.大学のデザイン学科、美術学科または建築学科等を専攻し、かつ卒業した方
- ２.短期大学または２年制以上の専門学校（以下「短期大学等」という。）のデザイン学科、美術学科または建築学科等を専攻し、かつ卒業し、さらにデザイン、美術または建築等に関する実務経験を有する方で、短期大学等の修業期間と実務経験の期間との合計が４年以上の方
- ３.大学または短期大学等を卒業し、デザイン、美術または建築等に関する実務経験を４年以上有する方

（２）正確な作業ができ、他の職員と協調して真面目に業務に取り組む意欲のある者。

採用後の処遇

- ・日給：１４，０００円
 - ・諸手当：通勤手当（支給要件あり）
 - ・賞与：年２回支給（６月／１２月） ※一定の条件を満たした場合に支給されます。
 - ・社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険完備
- なお、採用された翌年度以降も勤務を希望する場合は、改めて採用試験を受験する必要があります。

勤務時間・休暇

- ・勤務日等：週４日（週休日は調整の上決定します）、１日７時間４５分勤務（９：００～１７：４５、委細面談）
 - ・休日：土曜日、日曜日、祝日法に基づく休日及び年末年始
- ※一定の条件を満たした場合、年次休暇等があります。

勤務地

特許庁本庁舎（東京都千代田区霞が関３-４-３）

業務説明・職場見学

意匠審査業務や意匠制度などに関する個別の業務説明会（職場見学）を随時実施しています。
ご希望の方は下記の担当までお気軽にお問い合わせください。

業務説明会に関するお問い合わせ先
特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班
TEL：03-3581-1101（内線2907）
E-mail：PA1530@jpo.go.jp



◀ 調査員採用情報
QRコード



◀ 制度概要（意匠）
QRコード

モノ作りを応援したい人、新しいモノ好きの方のご応募をお待ちしております。